

**堺市企業データポータルサイト構築及び企業データ利活用促進業務
委託業者選定審査基準(評価表)**

NO	審査項目	審査基準	評価点 (1,2,3,4,5)	荷重点	点数
1	業務実施体制	本業務を実施できる体制が確保されているか。		× 1	0
2	提案内容	・趣旨・目的・ターゲットを十分理解し、仕様書に沿った提案になっているか。		× 3	0
		・サイトのユーザビリティが十分に確保されているか		× 3	0
		・サイトのアクセシビリティが十分に確保されているか		× 3	0
3	提案の積極性・過去の実績	・追加提案の内容は業務目的達成のために効果的な内容になっているか。 ・業務目的の達成が十分に期待できる同様又は類似実績を保有しているか。		× 2	0
4	テスト運用時の保守・管理	・テスト運用時の作業及び保守管理を遂行することができるか。		× 2	0
5	企業データ利活用促進	企業データ利活用促進が十分に見込める提案になっているか		× 2	0
6	見積	最低見積金額を20点とし、以下のとおり算出する。 (最低見積金額=X 見積金額=Y) $20 \times X/Y = \text{得点}$ ※小数点以下第1位は切り捨てる。			
合計					0

【評価点】

・評価点の基準は下記の通りとする。

1点…非常に劣っている、2点…劣っている、3点…普通、4点…優秀、5点…非常に優秀

【審査方法】

・評価点に荷重点を乗じて各項目の点数を算出する。

・仕様書及び提案書作成要領をふまえ、審査基準に基づき、業者から提出された企画提案書及び見積書を総合的に審査し採点を行い、その合計を「評価合計点」とする。

・事業者の評価合計点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。なお、全委員の評価合計点の平均点が60点未満の場合には最優秀提案者として選定しない。参加事業者数が1者の場合には、全委員の評価合計点の平均点が60点以上の場合に当該事業者を最優秀提案者とする。

・複数事業者の評価合計点が同得点の場合は、最も安価な見積金額を提示した1者を選定する。

・上記の場合でも決定しない場合は、協議を行い選定する。